

令和7年度 松伏町情報公開条例及び個人情報の保護に関する法律の運用状況

問合せ 行財政課 文書情報担当 ☎991-1872

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの松伏町情報公開条例及び個人情報の保護に関する法律の運用状況を公表します。

1 松伏町情報公開条例 公文書の開示の実施状況

実施機関	受付件数	処理件数			
		開示	部分開示	不開示(不 存在を含む。)	計
町長	12	14	17	5	36
教育委員会	1	0	2	0	2
合計	13	14	19	5	38

注1 件数とは、請求書及び決定等の通知書の件数です。

注2 受付件数と処理件数の合計が合致しないのは、1通の開示請求書で複数の公文書が開示請求の対象となる場合があるためです。

※請求内容等については町ホームページに掲載されている「令和7年度松伏町情報公開制度実施状況・松伏町個人情報保護制度施行状況報告書」をご覧ください。

2 個人情報の保護に関する法律

(1) 保有個人情報の開示の実施状況

実施機関	受付件数	処理件数			
		開示	部分開示	不開示(不 存在を含む。)	計
町長	6	1	5	1	7
合計	6	1	5	1	7

(2) 保有個人情報の訂正及び利用停止の請求の実績は、ありません。

令和8年度から国民健康保険税が変わります

問合せ 住民ほけん課 国保年金担当 ☎991-1868

町ホームページ



国の「こども未来戦略」に基づく「加速化プラン」の財源を確保するため、全世代・全経済主体が社会全体で子育て世帯を支える「子ども・子育て支援金制度」が創設されました。そのため、令和8年度から全ての公的医療保険制度を通じて拠出金を徴収する仕組みが導入されることから、町においても国民健康保険税の新たな課税区分として「子ども・子育て支援納付金課税額」を追加します。

また、令和9年度からは埼玉県国保運営方針に基づき、埼玉県の示す標準保険税率に合わせて毎年度税率を改定していく予定となっています。詳細は右の二次元コードから「保険税水準の統一について」をご確認ください。



県ホームページ

■国民健康保険税率及び課税限度額

区分	令和7年度			令和8年度			
	医療分	後期高齢者 支援金等分	介護 納付金分 ^{*1}	医療分	後期高齢者 支援金等分	介護 納付金分 ^{*1}	子ども・子育て 支援納付金分 (新設) ^{*2}
所得割	7.80%	2.00%	1.60%	7.80%	2.00%	1.60%	0.29%
均等割 (1人あたり)	37,400円	10,400円	12,300円	37,400円	10,400円	12,300円	1,921円
課税限度額	65万円	24万円	17万円	66万円	26万円	17万円	3万円

*1 40歳以上65歳未満の方は介護納付金分が賦課されます。

*2 子ども・子育て支援納付金分の均等割額は、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方は全額免除されます。